

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制撤廃・緩和の経緯



【規制措置が完全撤廃された国】

【最近の輸入規制緩和の例】

(2020年9月11日現在)

撤廃年	撤廃月及び国・地域名	緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2011年	6月：カナダ、ミャンマー 7月：セルビア 9月：チリ	2018年5月	UAE	・検査報告書の対象地域の縮小（5県の全ての食品・飼料 → 福島県）、 産地証明書の添付が不要に
		7月	シンガポール	・全食品について、輸入停止の対象地域の縮小（福島県10市町村→7市町村）
2012年	1月：メキシコ 4月：ペルー 6月：ギニア 7月：ニュージーランド 8月：コロンビア	"	香港	・輸入停止（茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳） →検査証明書及び輸出事業者証明書の添付で輸入可能に
		11月	中国	・輸入停止（新潟県産米）→産地証明書の添付で輸入可能に
		"	ロシア	・福島県産の水産物について、放射性物質検査証明書の添付が不要に
		2019年3月	シンガポール	・放射性物質検査証明を廃止、産地の証明は条件を満たしたインボイスで代替可に
2013年	3月：マレーシア 4月：エクアドル 9月：ベトナム	4、9、11月	米国	・輸入停止（岩手県及び栃木県産牛の肉、福島県産ウミタナゴ、クロダイ、ヌマガレイ、ムラソイ、カサゴ、宮城県産牛の肉、クロダイ、アユ）→解除
2014年	1月：イラク、オーストラリア	5月	フィリピン	・輸入停止（福島県産ヤマメ、アユ、ウグイ、イカナゴ）→解除（放射性物質検査報告書の添付）
2015年	5月：タイ※一部の野生動物肉を除く 11月：ボリビア	7月	UAE	・検査報告書の対象品目の縮小（福島県産の全ての食品、飼料→水産物、野生鳥獣肉のみに）
2016年	2月：インド 5月：クウェート 8月：ネパール 12月：イラン、モーリシャス	10月	マカオ	・輸入停止（宮城等9都県産の野菜、果物、乳製品）→商工会議所のサイン証明で輸入可能に ・放射性物質検査報告書（9都県産の食肉、卵、水産物等）→商工会議所のサイン証明に変更 ・放射性物質検査報告書（山形、山梨県産の野菜、果物、乳製品等）→不要に
2017年	4月：カタール、ウクライナ 10月：パキスタン 11月：サウジアラビア 12月：アルゼンチン	11月	EU※	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の大豆、6県の水産物を検査証明対象から除外等）
		2020年1月	シンガポール	・輸入停止（福島県の林産物、水産物、福島県7市町村の全食品）→産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除
2018年	2月：トルコ 7月：ニューカレドニア 8月：ブラジル 12月：オマーン	"	米国	・輸入停止（岩手県産クロダイ、福島県産ビノスガイ）→解除
		1～2月	インドネシア	・放射性物質検査証明書（47都道府県産の水産物、養殖用薬品、工サ）→不要に ・放射性物質検査報告書（7県産（宮城等）以外の加工食品）→不要に ・放射性物質検査報告書（7県産（宮城等）以外の農産物）→不要に
2019年	3月：バーレーン 6月：コンゴ民主共和国 10月：ブルネイ	1月	シンガポール	・輸入停止（福島県の林産物、水産物、福島県7市町村の全食品）→産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除
2020年	1月：フィリピン 9月：モロッコ	11月	EU※	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の大豆、6県の水産物を検査証明対象から除外等）

※スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施